

令和4年3月定例会
まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	令和4年3月7日（月）
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 議 日 時	令和4年3月7日（月） 午前 8時59分
閉 会 日 時	令和4年3月7日（月） 午後 2時39分
委 員 長	頓 所 澄 江
委員会出席委員	
委 員 長	頓 所 澄 江
副 委 員 長	加 藤 英 樹
委 員	阿 部 慎 也 秋 谷 修 川 崎 葉 子 市ノ川 徳 宏
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 1 1 号	市道の路線の認定について	原案可決
第 1 3 号	令和 3 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 1 4 号）のうち本委員会付託された部分	原案可決
第 1 5 号	令和 3 年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
第 1 6 号	令和 3 年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
第 1 7 号	令和 3 年度鴻巣市水道事業会計補正予算（第 3 号）	原案可決
第 1 8 号	令和 3 年度鴻巣市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	原案可決
第 1 9 号	令和 4 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 2 1 号	令和 4 年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
第 2 3 号	令和 4 年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計予算	原案可決
第 2 4 号	令和 4 年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計予算	原案可決
第 2 6 号	令和 4 年度鴻巣市水道事業会計予算	原案可決
第 2 7 号	令和 4 年度鴻巣市下水道事業会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

(都市建設部)

都市建設部長	清 水 洋
都市建設部副部長	五十嵐 剛
都市建設部副部長	清 水 千 之
都市建設部参事兼都市計画課長	矢 部 正 樹
都市計画課副参事	藤 村 弥
建築住宅課長	秋 元 宏 康
建築住宅課副参事	中 島 隆 晶
市街地整備課長	大 堀 勝 彦
市街地整備課副参事	田 村 邦 博
市街地整備課副参事	原 口 均
都市建設部参事兼道路課長	中 根 治 人
産業団地プロジェクト課長	戸ヶ崎 徹

(上下水道部)

上下水道部長	三 村 正
上下水道部参事兼経營業務課長	高 子 英 江
水道課長	小 林 弘 樹
下水道課長	山 崎 眞 也
下水道課副参事	宮 澤 祐 紀

吹上支所長	細 野 兼 弘
川里支所長	山 縣 一 公

書記	佐 伯 幸 子
書記	中 島 達 也

(開議 午前8時59分)

(委員長) ただいまより本日の会議を開きます。

建築住宅課長より発言の訂正の申出がございましたので、許可いたします。

(建築住宅課長) おはようございます。先日、議案第19号で、川崎委員より空家等適正管理事業に関する質問の中で特定空家等を判定する基準はないのかとの質問がありました。私のほうで特に定まっていないとの回答をしてしまいましたが、鴻巣市でも国土交通省が定めた基準を基にしたチェックシートを作成しておりましたので、判定チェックシートを定めていると訂正をお願いします。申し訳ございませんでした。

(委員長) ご了承願います。

なお、字句その他の整理につきましては委員長に一任願います。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(阿部) それでは、議案第19号、291ページ、ふるさと総合緑道整備事業についてお尋ねします。

これについては、何か地権者から一定の理解を得られたというような先日の質疑の中で答弁がありました。一定の理解というのは、私も全部聞き取れなかったものですから、改めてお伺いいたします。

(都市建設部参事兼都市計画課長) 今回、交渉ではなく協議を行っている中で、もともと事業に対しては、測量も行っていますので、理解は当初の段階からあったというふうに事業課のほうでは認識しております。その中で、事業を進めるに当たりまして、補償費をこれからをお示ししていかなければいけないところなのですが、その中で相手方からこれはどうなのかとかというような質問が出てきまして、それについてはもう一度積算をし直さないとお答えができないような内容があります。そのような形で、影響がどの程度あるのかということ踏まえて今回予算計上をしているという状況でございます。

(阿部) 物件調査委託料として220万円計上してあります。これがその調査に係る費用ということなのかな。

(都市建設部参事兼都市計画課長) はい、そのとおりでございます。

(阿部) 次に、先日、竹田悦子議員が、この開発事業に当たって、その開発地に市長の土地があるというような質疑をされました。そのときの部長の答弁、まだ録画に配信されていないので、私も改めて聞こうと思ったのだけれども、聞けないから、また全て書き取ることもできなかったものだから、もう一度あの答弁言ってもらえませんか。

(都市建設部長) お答えいたします。

質疑のときの答弁をそのまま答弁するのはちょっと、部分的に変わってくるかと思えますけれども、趣旨としましては、例えば今回道路の認定をお願いしております市道A-1039号線とか1040号線、この予定地に仮に市長の土地があった場合、それではこの事業を断念するのかということ、そうではないということで申し上げました。今回も市長の土地がございますけれども、既に市道H-223号線ということでご決定いただいておりますので、今後詳細設計等を行い、地権者の方と交渉ができれば用地取得して整備してまいりたいと、そのような趣旨で申し上げました。以上です。

(阿部) 過去に現職の市長がいわゆる在任中に持ち上がった計画の中にその市長の所有する土地があって、それが計画どおり実行されたというような例は過去にありましたか。

(都市建設部参事兼都市計画課長) これ記憶の中のという話なので、ちょっと調べて後でお答えしたいと思います。川里町時代に町長の土地があって、そこを用地取得したという例があるというふうに伺っています。確認させていただきます(令和4年3月11日開催令和4年3月定例会まちづくり常任委員会会議録P1発言の訂正あり)。

(阿部) それ川里町の例ですよ。いや、鴻巣市について私はお尋ねしているつもりなのですが、鴻巣市についてはありましたかということ。今現在確認できない、あるいは記憶にないというのであれば、これ初めてだと。こういうことは。要するに市長が現職の市長であるうちに事業を推し進めて、そして完了させようという動きが過去にあったのかなのかを私は伺っているので、鴻巣市においてね、だからそれが今現在確認できないということであれば、そういうふうにお答えいただきたいと

思います。

（都市建設部参事兼都市計画課長）現職の市長さんの土地を取得して事業を行ったという経緯は、私の記憶の中ではございません。なので、今後ちょっとほかにもあるかどうか、他市でもあるかどうか確認作業をさせていただきたいと思います。

（阿部）他市のことは私は何うつもりはない。本市のことについてお尋ねしている。ということは、今のところ確認できないし、例はなかったというふうに私は受け止めさせていただきます。ということは、前代未聞だということでもいいのだよね。

（都市建設部長）先ほど担当課長も答弁しましたけれども、確認できないということで、前代未聞になるかどうか分かりませんが、確認できないということは回答させていただきます（令和4年3月11日開催令和4年3月定例会まちづくり常任委員会会議録P1発言の訂正あり）。

（阿部）いや、今現在だよ。今現在この場において部長たるものが分からない、確認できないということであれば、恐らくないのだろうと、前例は、そのように私は考えています。ですから、前代未聞というふうに申し上げたままで、今現在この時点ではそういうことですよね。

（都市建設部長）確認できないということでございます。

（阿部）それから、先ほど課長のほうから、一定の理解というのは、これはどうなのだ、動産についてだと思うのですが、これはどうなのだ、あれはどうなのだという、恐らく地権者から質問があったらと思うのです。私も外から拝見した限り、数々の財産があるのだなと。庭を見たら、やっぱりいろんな財産を庭に放置して、放置ではないな。置いてある。だから、そういったものも含めて補償の対象になるのかならないのかということについてお尋ねがあったということかな。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前9時10分）



（開議 午前9時11分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市建設部参事兼都市計画課長) もちろん動産も含めて、立ち木等も含めて調査していきます。

(阿部) では、今現在は売買に至る話にまではなっていないのだね。

(都市建設部参事兼都市計画課長) あくまでも相手方側から問合せがあるものに対して答えられる状況ではないところにこちらのほうが対応していくという形になります。

(加藤) ページでいいますと297ページとなります。通告を幾つかしていましたが、前任の委員の方がお聞きになっている部分を差し引きながらお聞きしたいと思います。

297ページの立地適正化計画策定業務委託料につきまして、これはコンパクトシティとの関連もあろうかと思えます。全国のいろんな事例の中で、コンパクトシティの構想、あとは実施段階の中で成功事例であったり、懸案が残る事例であったり、様々あろうかと思えますので、しっかりとしたプラン、プランというか、絵を描いていく、そういう段階が大切かなと思っておりますが、令和4年度においては、現時点ではそういった、鴻巣市にとってこういうお声がいろいろあるなどか、そういう調査をしながら、まずその骨格づくりの始まりというような段階ということで認識してよろしいかお伺いいたします。

(都市建設部参事兼都市計画課長) そうですね。立地適正化計画、こちらのほうはそのような形で今後形成していく、とりわけ鴻巣市の地形を十分考えた上で、鴻巣市には3駅ありますので、その3駅を中心とした考え方はほぼ変わらないのかなというふうに思っております。

(加藤) また立地適正化計画ということは策定していくということになりますけれども、よく行政においては、計画を策定する、その意味合いの中で国との関連であったり、いわゆるそれは補助に絡まる、助成に絡むようなケースというのは多々あるわけですが、今回の計画策定におきましてもそのような視点もあってということか、違う意味合いなのか、ちょっと確認をさせていただきたいと思えます。

(都市建設部参事兼都市計画課長) 都市優良区域に都市機能を移設とかする場合は、立地適正化計画をつくっていることで補助の対象にな

るということで、それらも踏まえて、鴻巣市においてもそういった都市機能施設を計画内に誘致する場合等は補助金を活用していきたいというふうに考えています。

（加藤） それでは、この立地適正化計画のところでは最後の質問になりますが、計画を策定するとしたときに何をそこにうたっていくのか、計画の中にA、B、Cという項目がいろいろあろうかと思えますけれども、主なものをちょっと教えていただけますでしょうか。

（都市建設部参事兼都市計画課長） 立地適正化計画には、人口密度を維持することで生活サービスやコミュニティー持続が確保されるような居住誘導区域、それと各種生活サービス、医療、福祉、商業等の都市機能を誘導して集約することによって効率的な区域を図る都市機能誘導区域、それとその誘導区域に必要な施設、子育て支援施設とか商業施設、あるいは行政施設をどのようなものを持ってくるかという誘導施設、このようなものを定めていきます。その定めるに当たっては、基本的な誘導施設の方針とか、うちにあります公共施設の管理計画等も踏まえて、そのような施設について、どんなものを誘導していくかということを考えていくというふうな方向になると思います。

（加藤） 今のご答弁からいうと、結構具体の絵が、いろんな施設でありというようなことがうたわれてくるとなると、本当に慎重ないろんな議論が、絵を描いていくためには慎重な丁寧な議論が必要だなというふうに感じました。ここの適正化計画の部分はこれで終わりにします。

次に、305ページに移らさせていただきたいと思います。305ページの下のほう、大間近隣公園整備事業、これにつきましても拝見をさせていただきましたし、ざっくりと質問いたしますが、まず大間近隣公園整備のスケジュール、これ確認させてください。

（都市建設部参事兼都市計画課長） 大間近隣公園のほうは、今現在その2工事というところなのですが、その2工事の道路認定のときに見ていただいた芝張りの工事のほうが今年度いっぱい終わります。今現在入札の公告中ですが、遊具の整備工事と、それと園路についてはまだ舗装がされていないのですが、それらを含めた舗装、あと照明灯やベンチの

設置というその3工事、こちらのほうが今公告中でございます。この2つの工事は、令和4年の11月末を工期として行う予定でございます。その後、後ではないのですが、並行して令和4年度の予算の中にトイレの設置と駐車場、あずまやを含めた施設の工事を計画しております。こちらも併せて令和4年度の末の完成を目指して整備を進めていきたいと考えています。

(加藤) ありがとうございます。

それでは、インクルーシブ遊具についても質問が幾つか出ましたけれども、このインクルーシブ遊具のほかで導入する遊具がありましたらちょっと、どんな感じのことを考えていらっしゃるのか教えていただきたいと思えます。

(都市建設部参事兼都市計画課長) 遊具の設置につきましては、合計で10基を予定しております。そのうち4基がインクルーシブ遊具になります。残り6基のうち3基の中で、まず大型複合遊具、上谷公園にあるような複合遊具になります。それから、ロープウエー、これはロープにつかまってターザンロープのような形で、これはターザンロープの場合は乗ったら最後に降りるというものなのですが、これ一周してそのまま戻ってくるタイプのロープウエーというものを設置します。それと、噴水遊具、これはおおとり公園にあるものと同じものになります。それから、健康遊具につきましては、背伸ばしや足伸ばし、ぶら下がりとといったものを4基つける予定でございます。

(加藤) ちょっと細かいですけれども、今ロープでぶら下がって、一周して戻ると言いましたね。物理的に何かできるのですか。

(都市建設部参事兼都市計画課長) 申し訳ありません。ロープではなくレールです。もともとは、発想はロープのものであるものをレールにして一周回って、ぶら下がって戻ってこれるタイプになります。

(加藤) 313ページに移らさせていただきたいと思えます。

313ページの真ん中辺りに空家等適正管理事業がございます。前任の委員より空き家解体の助成のことについてもう聞かれているところがありますので、そこでは1点だけ、今後の展望を聞きたいと思っています。特

に他の委員からも、現状としては、空き家になる、そうすると家も確かにありますけれども、草木ですよ、そちらについてもいろんな課題がこれからも出てくるでしょうというようなお話もあったと思います。そこも含めて、ちょっと改めて今後どのように展望されているのかお聞きしたいと思います。

（建築住宅課長）今回、補助の対象の条件として、旧耐震である建物、そのほか市独自で定めた老朽の進んでいる建物を対象にしようとして今のところ考えているところなのですけれども、もちろんそういった建物を解体する中で植栽であるとかの繁茂、こういったものも同時に撤去していただいて、更地にしていただきたいというふうに考えております。そういったことから、補助を活用していただくことによって、老朽空き家、管理不全になりそうな建物を減らすというようなてこ入れになるというふうに考えています。

以上です。

（加藤）草木の問題というのは、やはり私もそういうのを一般の市民の方から相談を受けることがあります。これからも多くなると思いますので、今の答弁に沿ってやっていければいいなと思いますけれども。

最後です。同じ313ページの中で、下のほうに住宅リフォーム支援事業がございます。前任の委員の質問に対して、予算が結構利用されたということで増額をするということですが、この申請されているリフォームの内容、こういったものが多いかなというのをちょっと参考までに分かれば教えていただきたいと思います。

（建築住宅課長）工事の内容なのですけれども、すみません、ちょっと件数までは把握し切れないところがありまして、申請としては全部で96件あったのですけれども、そのうちの95件に交付決定を出しました。その95件をざっと見た限りですと、外壁、屋根、こういった改修をするものが多く見受けられます。そのほか、浴室、キッチン、トイレ、こういった水回りを改修する、この2点が大きく改修されているように見受けられたといったところなんです。少量であるのですけれども、そのほか床や内壁、あとは建具の改修とか、こういったものも数はそんな多くはない

のですけれども、そういった改修もありました。

以上です。

(加藤) では、最後のところですが、このリフォーム支援事業につきましても、やはり地域にお住まいの方の住環境をいい状態で維持していくと、こういう事業ですから、非常に市民にとってはありがたいなというふうに感じていると思うのです。この事業に対して今後何か展望があるようであれば、最後それをお聞きしたいと思っております。

(建築住宅課長) 今後も、今副委員長のほうからも申されたとおり、市民の方の居住環境がつながりますので、人口減少の歯止めになるというふうにも考えられるなど考えています。そのほか、市内の事業所、市内に事業所を有する方で施工したということを経験にしていますので、そういったことから市内産業の活性化、こういったところにもつながるのかなというふうに考えています。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第19号 令和4年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時27分)



(開議 午前9時27分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第23号 令和4年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) それでは、ちょっと2つ一緒にお聞きしますが、令和3年度の、今年度の実績と令和4年度の進め方についてお伺いをいたします。予算参考資料によりますと前年度よりも増額になっておりますので、6億5,775万5,000円ということで、その増額分の理由を併せてお伺いをいたします。

(市街地整備課長) まず、令和3年度の実績と4年度の進め方についてとございました。令和3年度の実績について初めにお答えいたしたいと思っております。令和3年度の実績について、事業の見込み進捗率としてお答えいたします。事業の進捗率は総事業費進捗率でお示ししておりますが、本委員会におきまして令和3年度補正予算をご審議いただき、予算成立後の令和3年度末の総事業費算入予定金額は5億8,646万5,000円を見込んでおります。全体進捗率は約76.4%を想定しているところでございます。

続きまして、令和4年度の進め方でございますが、高崎線北側の幹線道路整備、それとJRに委託している踏切新設箇所周辺、また前年度整備箇所との継続性を優先に整備ができるよう、権利者と協議を行いながら事業を進めてまいりたいと考えております。

それと、あとは……ちょっとすみません。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時40分)

(開議 午前9時40分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市街地整備課長) それと、事業費の増額、こちらについてお答えしたいと思います。

令和3年度の全体事業費、こちらは6億3,300万円に対しまして、令和4年度予算の全体事業費は8億900万円となっております。1億7,600万円と増額となっている状況でございます。事業全体として、主な要因でございますが、2つの業務委託が起因してございます。1つ目の内容でございますが、令和2年度より継続費にて実施している踏切新設等工事委託料、こちらにつきましましては前年比プラス7,596万円増加しております。2つ目の内容でございますが、事業地内に仮置きしてある建設発生土の搬出等に伴い、建設発生土搬出委託料、こちらにつきましましては8,000万円、それと土壌分析調査委託料、こちらは440万円です。合わせて前年比8,440万円増加でございます。こちら2つの要因、合計しますと1億6,036万円となっておりますので、こちらが増加の主な要因でございます。

以上です。

(川崎) 数字の違いについてもう一度聞かせていただきたいのですが、私も、私、予算参考資料からちょっと数字を引いて申し上げましたので、ちょっと今のお答えの数字との整合性といいますか、もう一度お聞きしたいのですが、これ予算参考資料によりますと、前年の5億40万9,000円に対して6億5,775万5,000円というふうになっているわけなのですが、この数字の根拠がどうだったのか。今のご説明によりますと違うわけなのですが、1点ちょっと、予算参考資料に載っている数字のことについて1点伺いをいたします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時43分)

(開議 午前9時44分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市街地整備課長) 予算参考資料によりますと、令和3年度5億40万9,000円、こちらの予算額に対して今回6億5,775万5,000円。こちらは土地区画整理事業費、今回の特別会計全体のうち今回事業立てしております土地区画整理事業での対比になっております。先ほどちょっとご説明差し上げました全体の事業費との差ではございますが、要因としましては先ほど申し上げました業務委託2点、そちらが主な起因しているものでございます。

以上です。

(川崎) それでは、先ほどのご説明にまたちょっと重複してしまうかもしれないのですけれども、踏切新設等工事のご説明もありました。改めてその踏切新設等工事の3年度の実績と今後の事業内容についてお伺いするとともに、その完了見込みについてお伺いをいたします。

(市街地整備課長) ご質問、踏切新設等工事委託、こちらは現在ある不動踏切及び北新宿踏切のほぼ中間地点に片側歩道つき全幅9メートルの踏切を新設し、2つの踏切を除却する工事、こちらを東日本旅客鉄道株式会社に委託し、令和3年度から5年度にかけて実施するもので、令和2年12月定例会で継続費をご承認いただいた後、令和3年3月、市とJRとで役割分担をはじめとする基本的な事項を定める基本協定書を締結いたしました。

ご質問の3年度の実績、こちらについてお答えいたします。令和3年6月、基本協定に基づく令和3年度分の工事施工の内容と費用負担の金額に関する協定として令和3年度協定書を締結し、現在工事を進めているところで、今年度、令和3年度の工事につきましては大きく3つの項目がございます。保線関係においては、ヒューム管の新設、側溝改良附帯工、電力関係においては、電柱、照明、ケーブル等の新設、撤去、附帯工事、そして信号通信関係においては、踏切保安部新設工事及び附帯工事について、新設する踏切箇所では実施する内容でございます。なお、12月には、新設踏切箇所において管路施設に伴い掘削作業を行った結果、場所が粘土質地盤で地下水位が非常に高い状況で、踏切道新設後、交通

荷重や本体荷重を受け軌道変位が発生する懸念があるとのことで、踏切部の軟弱地盤対策を実施する協議を経て実施したところと伺っております。

また、次に今後の事業内容についてお答えいたします。令和4年度に予定する工事の内容といたしましては、保線関係として踏切本体の新設工事やレール交換などの附帯工事、信号通信関係として踏切保安設備新設工事及び附帯工事を実施する計画と伺っております。また、令和5年度には引き続き電力関係と信号通信関係の工事を行い、令和5年9月、新設する踏切の供用開始の予定と伺っております。なお、新設踏切の供用開始に合わせて、同時に2つの踏切を閉鎖の上、通行できないようにした後、除却を進める計画と伺っているところで、協定期間である令和5年度末には除却を含め完了する予定でございます。

以上です。

(秋谷) 何点か通告はしていますが、幾つかはもう分かりましたので、まず1点が、全体的に販売の区画数がトータルで幾つで、現在幾つかという面でその事業の進捗を教えてくださいなのですが。現在ね。

(市街地整備課長) 保留地の販売区画ベースの質問状況にお答えします。事業全体としては155画地、合計2万8,774平方メートルを保留地として公売する計画でございます。令和3年度末の見込み、これは処分済み、今のところ契約見込み、こちらも含むといたしまして76画地、1万9,359.5平方メートルの売却を見込んでおります。販売区画ベースでの処分率約49%。なお、販売区画は販売しやすいように分割した販売することがございますので、面積ベースの状況も併せてお答えさせていただきます。面積ベースの処分率は約67.3%となっております。

以上です。

(秋谷) 次に、先ほど踏切関係のお話は聞いたのですが、要は予算ベースが例えば76.4%、それで販売の面積ベースでいくと67.3%っておっしゃいました。だから、販売でいうとまだ30%以上は残ってしまうのだね、面積でいうと。令和4年度に限らず、その後まで考えて、当座はまず踏切だ。それ以外に課題というのはないのでしょうか、この

事業を進めるに当たっての。

（市街地整備課長） 課題についてでございますが、土地区画整理事業を進める上で最も重要となってくるのが権利者のご理解とご協力、こちらでございます。今回、令和4年度予算で新たな業務委託、物件補償説明業務委託料、こちらを上程させていただいております。こちら、事業地内の物件移転補償対象の中に未相続建物、こちら2棟ございます。相続人47名。協議を進めるための業務で、業務内容として相続人全員への事案説明及び移転協議でございます。業務を進める上で、今まで権利があることを知らない方々がほとんどだと思われま。数々の問題が今後出てくることが考えられますが、問題ごとに丁寧な説明を行いながら、受注業者とともに進めてまいりたいと考えております。また、令和4年度におきましても、この案件以外に、建物2棟を含み14件の物件移転補償を計画しております。権利者の方々のご理解の下、ご同意いただけるように協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

（秋谷） 物件が2つに対して相続人が47人もいらっしゃるというのは、よほどほったらかしだったのかな。前の前の代ぐらいまで要は遡って、その後誰も登記しないで、相続整理しないで過ごしてしまったお宅なのだろうと思うのだけれども、全くこれから話を進める、大体相続するに当たって誰かその交渉役ではないけれども、その方にまず相続やってくださいよと、それで整理していく流れだと思っただけだけれども、そういう相手はもう決まっているのかな、ちゃんと。

（市街地整備課長） ご質問の中で、個人的な情報というのが含まれていく内容が結構ございます。そのため、詳細についてはちょっと今現在は申し上げられない状況でございますが、当然相続47名の方がいらっしゃいまして、持分的には最小持分の方、権利割合192分の1です。最大でも24分の1。大分世代が次へ次へと移っている状況でございます。いろいろこちらのほうも業務委託をしながら、丁寧に説明しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

(秋谷) 47人分の判こをもらうのは大変だね、ちょっと。踏切の話とその相続の話というのは予算書の中で見ているのだけれども、それ以外の計画全体の中で例えば事業になかなかご同意が得られないような難しい案件というのではないのですか。逆に踏切とその相続関係がうまくまとまれば、その後の事業費というのは国の予算のつき方にもよるのかもしれないけれども、比較的スムーズに進んでいく流れなのではないでしょうか。

(市街地整備課長) 今現在、事業に賛同をどうしてもできないという方は中にはいらっしゃいます。実際のところ、仮換地指定というのを申しましたが、承認いただけていないと、仮換地自体は承認しないという方がございます。そういった方にはまた継続的に丁寧に説明を行いながら、ご理解いただくように努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

(秋谷) あと、予算書の中で549ページか、通告してあるのだけれども、社会資本整備総合交付金が今年……次年度か。4,000万円増額になっているのですけれども、何か従前いつも、まちづくりの委員会でやると、この交付金のつきが悪い悪いっていつもおっしゃっていて、そういった点もその事業の進捗に影響しているのだというような話が従前あったと思うのだけれども、次年度は比較的多めに見積もっていらっしゃるのだけれども、何かその確固たる内示が出ているのかな、もう。この部分には。

(市街地整備課長) 現在のところ内示等はいただけていない状況、内示が出るのが年度末ぎりぎりになるか、年度当初、通常ですと3月31日ないし4月1日に内示というのをいただくような状況でございます。こちらは、あくまでも金額につきましては要望、こちらのほうが事業執行する上で国に要望を上げています。そちらの金額を入れさせていただいたところでございます。

以上です。

(秋谷) そうすると、要望ということになると、実際例えば令和3年度の予算額でいくと8,912万か。前年はね。今年度、令和3年度の中はこの8,912万の中でどれくらいいただけているのかな。要はこちらが要望している、去年、令和3年度分は8,912万お願いしますよと言って、今までの

補正で実際どれくらいついているのだろう。

(市街地整備課長) 実際、過去、この数年の内示率でございます。要望に対する要は実際の内示の率なのですが、令和元年度の区画整理事業といたしましては、令和元年度約56%、令和2年度、こちらについて約62%、令和3年度、こちらも62%、約でございます。当然内示率100%いただければこの事業が執行できるという形を考えておりますが、当然内示によって若干その事業を一時的に、優先度の高いものからということで、見送りながらせざるを得ない状況というのも考えなければいけないところでございます。内示の状況を見ながら、より内容を精査しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第23号 令和4年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案23号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時01分)



(開議 午前10時14分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第24号 令和4年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) それでは、増額の理由と事業完了の見込みについてお伺いをいたします。

(市街地整備課長) それでは、初めの事業費の増額についてお答えいたします。

令和3年度区画整理事業費6,707万5,000円に対して、令和4年度予算の事業費は8,381万7,000円、額にしまして1,674万2,000円の増額になってございます。こちらの主な要因でございますが、業務委託料と工事請負費、こちらが起因してございます。まず、委託費の内容といたしましては、建設発生土搬出委託料、こちらが前年比では1,800万円減少しております。令和4年度実施予定の審議会委員選挙における選挙人名簿作成業務委託料が前年比380万円の増加、委託費の差引きでは1,370万円、これが減少となっているところでございますが、工事請負費として区画道路築造工事が前年比1,300万円ほど増加、整地工事が前年比1,240万2,000円の増加、工事請負費の差引きでは2,540万2,000円となっており、全体では1,170万2,000円、こちらの2つの要因で増加となっているところでございます。そちらが増額の理由でございます。

それと、事業完了の見込みについてのご質問ですが、初めに本事業地内において1街区及び2街区の約0.6ヘクタールの整備が現在未着手となっております。未着手箇所の状況につきましては、権利者の同意が得られなかったことから、継続して協議を実施してまいりました。協議の内容につきましては、個人情報が含まれることから、具体的な内容について回答は控えさせていただきますが、現在、課題の整理は必要でござい

ますが、一定のご理解が進んでまいりました。令和4年度予算において実施見込みの工事、区12-1号線及び整地工事を上程させていただきました。また、今後の計画でございますが、課題整理が進めば最短で令和5年度に未着手箇所の工事、こちらは区画道路6-1号線を実施できるように進めてまいりたいと考えております。また、残る業務につきましては、工事完了を見込む状況となりましたら、事業内容の整理を行いながら、事業完了へのスケジュールについて精査してまいりたいと考えております。

以上です。

(秋谷) 今のを終わらせて、何か私が通告している内容終わってしまったような感じではあるのですが、伺っておきますけれども、全体的に進捗の状況でいったらもう何%になっているのでしょうか。さっき北新宿のほうでご説明あったような形で、予算ベースと、あと販売区画数のベースで一応教えていただけたらと思うのですが。

(市街地整備課長) 予算ベースでの進捗状況について、まずお答えいたします。事業の進捗率は、総事業費のベースでの進捗率をお示ししているところです。本委員会において令和3年度補正予算をご審議いただき、予算成立後の令和3年度末の総事業費算入予定金額、こちらは6,026万3,000円を見込んでおります。全体進捗率、今年度末の進捗率は88.6%を想定しているところでございます。

続いて、保留地の販売区画ベースでの進捗状況でございますが、事業全体としては78画地、合計1万7,956.8平方メートルを保留地として公売する計画でございます。令和3年度末の見込み、処分済みといたしまして72画地、1万5,124.95平方メートルの売却を見込み、販売価格ベースでの処分率は約92.3%でございます。

先ほども北新宿で申し上げましたように、販売しやすいように分割して販売することがございますので、面積ベースでの状況も併せてお答えしたいと思います。面積ベースでの処分率は、約ですが、84.2%となっております。

以上です。

(秋谷) 78画地中で72終わっていて、次年度、令和4年度が2画地という74画地か、計画どおり進んだとして。それで、先ほど質疑のやり取りを聞くと、令和5年度で何とか事業、メインの事業と言ったらなんだけれども、その部分は終了を目指してということだと思っておりますが、道路築造が済むと、一気に残りの4画地に手が入りそうだという理解になるのですよね。この4年度で上がっている予算が、令和4年度で済めば、残りはもう5年度1年だけで、さっき事業のある意味めど。最終的な精算まで考えると6年度、7年度みたいな話になってしまうかもしれないけれども、事業自体のめどは一応令和5年度のようなお話だったから、そこら辺、もうちょっと整理してお話しいただけますか。

(市街地整備課長) 販売残となっている画地につきましては、今後また追加、来年度、再来年度と追加しながら販売をしていきたいというふうに考えてございますが、1点だけ、実は今後、1街区の中に保留地が1つございます。当然1街区を整備した後でないと、使用収益を開始した後でないと販売できない画地が1街区に1つございますので、そちらにつきましては供用開始のタイミングを見計らいながら、販売のほうをにかけていきたいなというふうに考えております。また、今後につきましては、継続的に事業費をやはり算入しながらできるような形で、保留地の購買促進に図ってまいりたいと考えております。

(秋谷) 先ほど川崎委員の質問のやり取りだと、この事業自体を5年度末というお答えでしたよね。販売は5年度末の時点で残ってしまう可能性もあるということなのではないでしょうか。自分の頭の中だと、もう5年度末で、ある程度本体事業は終わってしまうのかなって思ったのですがけれども、それはあくまで道路であったり、いろんなインフラの部分が終わるというお話なのかしら。

(市街地整備課長) 先ほどちょっと私の言い方が悪かったかもしれませんが、令和5年度に工事を、仮にする目標でというか、したとしても、その1街区の中に販売を見込む保留地が1画地残っております。そちらの販売につきましては、当然令和5年度までに販売するように進めていくのではなく、その後に使用収益開始、そちらをタイミングを見計らいな

がら、当然次年度後、6年度以降に販売をしてまいりたいと考えております。それまでにつきましては、年次的に販売区画数を調整しながら、残りの部分について販売してまいりたいと考えております。

以上です。

（秋谷）あと、一応通告をしたほうで、今までの継続的に1か所だけ課題というか、ご同意が先代のときは得られなくて、相続されて、幾分話が、たしかできていたのだから、うまくいきそうなのだからという話が従前からあったと思うのだけれども、その部分は先ほど川崎委員が質問して、答えていただいていた内容と同じことなのかな。ちょっとその辺り、同じなら同じと言ってもらえばいいのだけれども。

（市街地整備課長）川崎委員のご質問の内容でございます。相続関係という形で、過去に協議が滞っていた状況でございますが、ある一定の進展が進んできたことから、今回もそれに隣接する場所の工事予算を計上させていただき、協議のほうを進め、継続してご理解、懸案が若干残るものの、協議を継続して進めながらご理解をいただく計画でございます。以上です。

（秋谷）終わります。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第24号 令和4年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地土地区画整理事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の

挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時34分)



(開議 午前10時36分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第17号 令和3年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第3号)

について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明は終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(秋谷) 今し方、水道課長のほうから説明があったところで、ページでいうと7ページになるかな。排水設備拡張費のところの900万円の減額なのですけれども、分かりやすく言えば、大まかな金額で対応ができるから、委託をかけないで職員が独自でやったと。これ最終的には、やっぱり正確な算定というものを出不さないといけないのですよね。言うなれば、ここでやると時間的な問題なのかな、あえて業務委託しなかったのは。そこら辺の理由を教えてください。

(水道課長) 今回の基本設計に関しましては、秋谷委員言われたとおり概算額という形で、設計の委託をやらずに、職員のほうの概算額の算出で済む。ただ、これに関しては国との協議の段階での概算額ということになりますので、これ協議が進んで承認が得られるようであれば、この後詳細設計という形で、もっと詳細な設計額、実際にかかる費用のほうの算出が必要にはなってきます。

以上です。

(秋谷) では、時間的な問題ではなくて、あくまで1つの工程をやらなくてよかったということですか。確認で。

(水道課長) 以前、昨年度までの協議の中では、どうしても概算額に関してもある程度の、ある程度と言ってはあれなのですけれども、詳細というか、それに近い金額の算出の上で国との協議という形を取らざるを得ないという話を国との協議の中で出ていたものですから、今年度予算としては計上させていただきましたが、今年度、当初のほうから、国のほうの現担当者との調整をしている上で、その概算額で大丈夫ですということだったので、基本設計のほうを減額という形を取らせていただいております。

(秋谷) あと、今上尾道路で要は交渉しているこの部分というのは、どこのことを言っているのかな。結構いろんなところが水道は当然引っかかると思うのだけれども、全体的なことなのか、それともある一部分だけのことなのか。ここの対象エリアってどこなのだろう、今回そのやっている内容。

(水道課長) 今回予定しているその協議の中での範囲としますと、鴻巣市内全域というか、上尾道路に関する全域が対象としております。影響の予定、詳細設計等やっていないので、まだ確定ではないのですけれども、影響を受ける長さとしてしますと、鴻巣市内で5,240メートル分の配水管あるいは送水管が影響を受けるという想定で今現在進めております。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第17号 令和3年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第3号)について

て、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和3年度鴻巣市下水道事業会計補正予算(第2号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(上下水道部参事兼経營業務課長) 失礼いたします。先ほど私がお説明しました1ページの説明の中で誤りがございましたので、訂正させていただきます。1ページの第2条の中で、第1項營業費用を「1,205万5,000円減額し」というところを、「1,205万5,000円に減額し」と申し上げてしまいましたことをおわび申し上げます。よろしくお願いいたします。

(委員長) 今の訂正の申出がありましたので、これをご了承願います。なお、字句その他の整備につきましては、委員長に一任願います。以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(秋谷) 9ページのところで、産業団地であるとか、あるいは上尾道路であるとか、あるいは旧中山道の県道部分の拡幅、いろんな事業が要は遅れてしまっているの、企業債であるとか工事請負や委託がみんな減額になってしまっているのだけれども、下水道課としたら、それはただ単に遅れただけということしかもう言いようがないですよ。要はもとのプロジェクトというか、そちら側の影響だから、もうどうしようもないということですよね、単純に言ったら。ちょっとそこだけ。

(下水道課長) 秋谷委員の言われるとおり、下水道課としては準備はしておりましたが、事業の進捗が進まないということで、次年度に繰延べという形で考えております。

以上です。

(秋谷) ただ、課として、例えば次年度にやってくださいよと、向こうというか、もともとの課のほうから来ると、年度で考えていくと、課としての業務のバランスが悪いではないですか。そういった支障ってない

ものなのでしょうか。例えば3年度やるべき事業が100あったものが、例えば95とか80ぐらいだったら、当然その部分は翌年100にプラスで上乗せされてしまうようなイメージなのだけれども、原課としては別にそういったことによる影響というのはないものなのですか。

(下水道課長) 実際に職員に対しては、やはり今年度やる予定だったものが次年度ということで、その辺の負担というのは若干あるかなと思うのですが、その辺はうまく課内で調整しながら、負担が1人にかからないようにうまく調整しながらやっておりますので、その辺は心配ないかと思っております。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第18号 令和3年度鴻巣市下水道事業会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和4年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎)では、今ご説明いただいたのですけれども、こちらも3年度の実績と4年度の内容についてお示しいただきたいと思います。

(上下水道部参事兼経營業務課長) それでは、公営企業会計移行支援業務委託の3年度実績と4年度の内容についてご説明いたします。

農業集落排水事業の公営企業会計移行支援業務は、令和3年度から令和5年度の債務負担行為で実施しております。令和3年度では、地方公営企業法適用についての基本方針の策定、ポンプ場施設や管渠などの固定資産の調査や整理を実施いたしました。令和4年度は、令和3年度に引き続き、固定資産の整理を行うとともに、関係部局との調整や企業会計システム導入準備を行う予定です。

以上です。

(秋谷)では、一応通告してありますので、頭から行きます。まず、笠原、笠原第二、郷地・安養寺と上会下の利用の世帯数と、あとは人数。先ほど次年度は4件増えるというようなご説明がありましたけれども、それも含めてお答えしていただいたほうがいいかな。

(上下水道部参事兼経營業務課長) それでは、まず初めに各施設の処理地区内の世帯数と接続世帯数、あと人口ということですので、処理地区内の人口と水洗化人口について、まず数字のほうをお答えいたします。まず、世帯数、接続世帯数という順番でご説明させていただきます。まず、笠原地区、処理地区内の世帯数は354に対しまして、接続世帯は347、笠原第二地区、317に対して305戸です。郷地・安養寺地区、273件に対して267戸、上会下地区は103戸に対して76戸の接続となっております。続きまして、人口に置き換えます。笠原地区は、921人に対して827人、笠原第二地区は825人に対して774人、郷地・安養寺地区は710人に対して690人、上会下地区は259人に対し204件。先に述べなかったのですが、こちらの数字は令和3年4月1日時点の数字となります。失礼いたしました。

先ほど私の説明の中で、分担金に対して現年度分4件というふうに見込んでおりますと、説明させていただきました。こちら分担金の予算の見込みとしては、全地区に1個ずつ増えていくのではないかというような予

測から、4件分という形で令和4年度、分担金の収入を見込んだものです。

以上です。

(秋谷)細かい数字をお示ししていただいて、どちらの施設でも何件かまだその接続されていない世帯があるのですが、やはり高齢世帯であるとか、あるいは単身世帯であるとか、なかなか先々のことが見込めないのも、やはりその接続がされないというのが現状なのでしょうか。

(下水道課長)やはり地区的にどうしても高齢の方が多いということで、一応接続のお願いというのは定期的に行っているのですが、その中の回答といたしまして、やはり高齢者なので、ちょっとこの先というところもございますからということで、なかなか接続のほうにちょっとご理解いただけない部分が多いというのが一番多い回答ですか。

以上です。

(秋谷)あと教えていただきたいのが、下水道事業等、要は農業集落排水で、要は処理水の費用の比較が分かるというか、通告してあるので、それちょっとお伺いしたいのですけれども、どういう単価でお幾らなのか。

(上下水道部参事兼経營業務課長)それでは、農業集落排水事業と下水道事業との処理費用の比較ということでお答えいたします。令和4年度予算ベースでご説明してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

(上下水道部参事兼経營業務課長)これは1世帯の比較となりますが、農業集落排水処理施設維持管理費用に係る費用が8万4,205円で、下水道事業の汚水処理施設維持管理費用に係る費用は5万1,554円となり、農業集落排水事業が3万2,651円高くなっているという計算になります。

以上です。

(秋谷)その差額が出てしまうのは、やはり効率性の問題でもうやむを得ないものなのでしょうか。私結構、農集自体は、どうしたって農業地域だから、面積の割に張り付きが悪いから、コストがかかってしまうのだらうなというのは常々思っているのですけれども、ここの差をでき

るだけ埋めていただかないと、一般会計の感覚だと、そちらのほうに多く突っ込んでしまっているわけではないですか、同じ鴻巣市民の中であっても。その辺りが何かしら改善できないものかなというのをお聞きしたいのですけれども。

（上下水道部参事兼経營業務課長）委員おっしゃるとおり、ちょっと費用のほうに差が出てきているのかなというところで、この計算で分かりました。また、やはり農業集落排水事業におきましては、施設の老朽化、維持管理費も当然増加していくのかなと予測されます。一方で、先ほどお話にもありましたが、接続世帯の急激な増加は当然見込めないのかなというところでは。今後も引き続き、未接続世帯につきましては通知によるお願いを引き続きするとともに、そういった接続への推進を図ってまいりたいと考えております。また、施設の管理につきましても、また効率のいい維持管理というのに努めていきたいと考えております。

以上です。

（秋谷）次は481ページで、先ほど公営企業会計のお話があったのですが、現状の特別会計から公営企業会計に移ること自体、もうしようがないのだけれども、それで何かメリットとかデメリットというものがあるものなのか、ないものなのか、ちょっとお伺いしたいのですが。

（上下水道部参事兼経營業務課長）特別会計から公営企業会計に移行するメリット、デメリットですけれども、法適用により最も大きなメリットとしては、公営企業における財務情報の把握が可能になるという点かと思われれます。幾つか何点かございますので、ご説明いたします。

1点目としましては、使用料改定の際に住民に費用負担の説明がしやすいこと、2点目にストック、資産や負債情報が把握できること、3点目に施設の計画的な維持更新ができる、また4点目に、官庁会計に比べ、弾力的な会計処理が許される、また5点目に、一般会計からの繰入れ基準が明確になる、6点目に、職員のコスト意識が向上する、7点目に、費用対効果の考え方に基づく事業運営ができる。また、デメリットとしましては、やはりこの移行事務に膨大な時間と労力が、費用が要するということが挙げられると考えております。

以上です。

（秋谷）そうすると、3年度と4年度で公営企業会計の移行をしていくわけだけれども、その部分だけのデメリットであれば、基本的にはいいことづくめという理解でよろしいのでしょうか。

（上下水道部参事兼経營業務課長）国のほうも推進していることから、やはり財務の関係が明確になるということから、メリットのほうが多いと考えております。

以上です。

（秋谷）あと、同じ481ページの中で、施設修繕料が、ごめんなさい、483ページにわたっていつているのだね。そこの農業集落排水処理施設維持管理事業の中の施設修繕料の内訳がお伺いしたいのですけれども、結構金額が大きいような気がするのですが。

（下水道課長）まず、施設の修繕料といたしまして4施設ございます。4施設で、まず予想していない故障等が発見された場合に備えて各施設ごとに緊急修理費として定額修繕費を、4施設それぞれ持たせてございます。あとは、各施設ごとに、笠原地区につきましては電磁流量計の交換修繕、それとあと中継ポンプブレーカー交換修繕、こういったものを行う予定でございます。笠原第二地区に関しましては、曝気ブロワの交換修繕を行うことにしております。郷地・安養寺地区に関しましては原水ポンプ槽フロートスイッチ交換修繕、それとあと流量調整槽フロートスイッチ交換修繕、あと汚泥濃縮槽満水警報フロートスイッチ交換修繕、あと粗目スクリーン交換修繕、こういったものを予定しております。上会下地区に関しましては、ユニットクーラー交換修繕、あと圧送ポンプNo.1交換修繕、それと真空弁ユニット交換修繕、それとそのユニット弁の処分費というふうに内訳はなっております。

以上です。

（秋谷）今まで各施設の大規模修繕なりなんなりってずっとやってきたわけではないですか。今おっしゃっているのは、もう継続的に施設を維持する上では定期的にやらざるを得ない中身なのではないでしょうか。

（下水道課長）一応各施設点検保守、保守の中で点検等をやっております。

まして、その中で使えるものは直して使っているのですけれども、どうしても寿命というのとは来てしまいます。施設としても20年30年たっている施設でございますので、そういった寿命が来るものに関しては交換修繕いたしますが、そのほかのものに関しては部品の交換等で対応している状況でございます。

以上です。

(秋谷) もうちょっと、先ほどのコストの話ではないですけれども、やっぱりどこかとどこかを接続してしまうとか、あるいは前、そのやり取りしている中で、笠原だったか、郷地・安養寺だったか、下水道側に接続してしまうであるとか、そういったような対応を考えたほうがやっぱりいいのではないのかなという気がするのですけれども、いかがなものでしょう。

(下水道課長) 当然ながら各施設の老朽化が進んでいますので、施設をつないでしまうとか、浄化槽に替えてもらうとか、あと公共下水道につないでしまうとか、そういったいろいろ策はあるかと思うのですけれども、その辺は今検討して、各施設どういったことがいいのかというのは検討している状況でございます。

以上です。

(秋谷) 今検討しているというお話がありましたけれども、その検討というのはいつ頃終息を迎えそうなのでしょう、結論が出そうなのでしょうか。

(下水道課長) 各施設の運営している時間等もございますので、それぞれ時期というのは異なるのですけれども、なるべく早いうちにそういった方向性を決めていきたいなと思っております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第21号 令和4年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時23分)

(開議 午前11時34分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第26号 令和4年度鴻巣市水道事業会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時49分)

(開議 午後零時59分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、質疑はありませんか。

(川崎) では、まず1点目なのですけれども、建設事業関連の実績と、4年度の予定はということでお伺いいたします。

(水道課長) それでは初めに、管路の関係の工事といたしましては、工事内容で申し上げますと、令和3年度の実績に関しましては、現在も施

工中の現場があるため当初の計画となりますが、配水管新設工事は工事延長1,062メートルを予定、実施しております。布設替え工事の延長は、2,572メートルを予定し、実施しております。主な工事としては、令和2年度から鴻巣川里間の連絡管の整備を進めており、その工事が今年度で終了し、連絡管として接続が完了いたします。また、そのほかでは道路に複数埋設されている給水管で漏水が多発している箇所への配水本管の新設や道路舗装工事など、他事業に関連する箇所の工事も進めております。令和4年度の予定といたしましては、配水管新設工事が工事延長867.9メートルを予定しております。また、布設替え工事の延長としては2,603.4メートルを予定しております。主な工事といたしましては、管路更新計画に基づき災害発生時の給水拠点となる箇所への管路整備工事として、昨年度実施した上谷地内のみずほ通りの続きとなります不燃物ストック場付近から埼玉脳神経外科までの約200メートルを管種としては鋳鉄管のGX形、口径200ミリを布設替えの予定となっております。また、老朽管及び漏水多発箇所対策としては、令和3年度、今年度に引き続き糠田地内の宮ノ台団地内の水道配水用ポリエチレン管、口径75ミリを延長約337メートルほか、北新宿第二土地区画整理事業に伴う配水管整備などを予定しております。

また、浄水場関連になりますと、こちらは令和3年度の実績で申し上げますと、水質監視装置更新工事を実施しております。この工事は、常光小、あじさい公園に設置してある水質監視装置の更新及び馬室浄水場内のAX水質監視装置の親機となる設備の更新となっております。また、川里浄水場無停電電源装置更新工事、これは既設のCVCF、こちらバッテリーを附属している大型の蓄電池のようなものなのですが、CVCFの装置の老朽化により、故障発生時に迅速な設備復旧が困難なため、新規にUPS装置、こちらは小型になるのですが、UPS装置、小型の無停電電源装置の設置を実施中となっております。

また、令和4年度の予定といたしましては、先ほどと同じなのですが、初めに水質監視装置更新工事、こちらは宮地、笠原、堤町、3か所になるのですが、令和3年度に設計業務委託に基づいて宮地公

園、笠原小に設置してある水質監視装置の更新及び地産1号公園に設置してある水質監視装置の撤去を予定しております。

次に、浄水場次亜注入ポンプ更新工事、こちら箕田浄水場になるのですが、これは原水とか地下水とかの消毒用として必要な次亜塩素酸ナトリウム注入量を調節する次亜注入ポンプですが、経年による部品の廃盤が報告されていることにより、今後故障時の修理が困難になることが予想されるための更新となるものです。

以上です。

失礼します。先ほどの追加なのですけれども、3年度の工事に関しては計画どおり今年度内に完了する予定で進めております。

以上です。

(川崎) それでは、維持管理関連でお伺いするのは、排水管洗浄の実施ということなのですが、令和3年度より1,000万円増額にしておりますが、その理由についてお伺いします。

(水道課長) それでは、配水管洗浄の件でお答えいたします。

配水管洗浄業務委託は、市内3地域をそれぞれ4分割し、順番で洗浄区域を定め計画的に実施しておりますが、令和3年度につきましては、今年度ですけれども、令和3年度につきましては鴻巣吹上地域及び鴻巣川里地域の間の連絡管整備が完了したことに伴って、当該連絡管を今後運用するための管洗浄に限定し実施いたしました。その関係で配水管の洗浄距離が令和2年度より令和3年度は短くなり、減額となり、令和4年度、来年度ですけれども、令和4年度につきましては通常のサイクルに戻すことから、配水管洗浄作業の管延長が令和3年度に比較して増加することから、委託料の増加となります。

以上です。

(秋谷) 一番最初は18ページです。18ページは、要は令和5年3月31日までの予定貸借対照表なのですけれども、その中の利益剰余金の合計額が令和3年度末と比べるとかなり少なくなっているように思うのですが、問題はこの先、令和5年度以降の事業には影響はないのでしょうか。

(上下水道部参事兼経營業務課長) 今お話があった利益剰余金につつま

して、今18ページが令和4年度の予算上ので、おっしゃっているのが、比較しているのが16ページとの比較かなと思われま。前年度末の利益剰余金、16ページにつきましては決算見込みの利益を反映している一方、18ページの当初の利益剰余金につきましては予算ベースでの反映となっていますので、少ない傾向という形になっております。こちらがどのように影響してくるのかというお話になりますが、ここで利益剰余金が翌年度以降は補填財源の当然一部となりますので、配水管や浄水場施設等の整備、更新を継続的に行うためには当然確保が必要になっていくことが望ましいと思ひます。5年度の以降の事業への影響としては、財源の確保が課題となつてきますけれども、国、県の補助金の活用や年度間の調整のために企業債の借入れも加えて事業の推進に影響がないよう取り組んでいきたいと思ひております。やはりこれ決算になりますと、少し数字は動いてくるのかなと思ひております。

以上です。

(秋谷) 決算になれば、実際はこの利益剰余金の合計額が2億8,900万円という金額が幾分上乘せされるというか、よくなるというようなお話でしたけれども、ちなみにこの1年前の時点では予算と決算でどれくらい要は上振れしたのでしょうか。

(上下水道部参事兼経營業務課長) すみません、ちょっと補足説明になります。ちょっと分かりづらかったと思ひます。今、令和3年度の決算の状況が16ページに反映されてるということで、こちらは1億4,000万円の純利益のほうに加算されている状況になります。令和4年度の見込みということで少し少なく利益剰余金が出ているのは、こちらが純利益当初予算ですと180万円ほどで利益剰余金見えていますので、こちらの差額になってくるのかなと思ひます。

以上です。

(秋谷) 分かったような気が何となくするので、次は23ページなのですが、本会議でたしかこれ竹田議員が質疑をしたと思うのですが、水道施設運轉管理等の包括業務委託料のところなのですが、改めて業務委託の成果、あとはもし課題なんかがあれば教えていただきたいのです。

が。

（水道課長） それでは、包括業務委託について成果と課題という形でお答えさせていただきます。

現行の包括業務委託における成果といたしましては、浄水場等の運転管理と電気、機械設備点検、ユーティリティー調達管理業務、浄水場施設等の簡易修繕、小規模修繕、また植栽管理等を包括、一括で包括することで業務の効率化が図られるとともに、請負契約ベースでの比較となりますが、年間で約1,500万円の経費削減となる見込みであります。また、複数の業務委託等を一本化したことにより、市のほうの担当職員の事務負担が軽減され、修繕等の対応では小規模な修繕は受注者が直接関連業者に依頼し発注をかけることで、今まで以上に迅速な対応が図れるようになりました。今後も民間の高い技術力や創意工夫、ノウハウによる業務の効率化、高度化が期待できると考えております。また、課題といたしましては、どうしても多くの業務を包括委託受注者が行うことにより、市の担当職員が業務等を実際に経験する機会が少なくなり、専門的な技術力あるいは知識の低下というのがどうしても懸念される点で挙げられるかと思えます。

以上です。

（秋谷） ちなみに、今質問しているところというのは、当初の3年間の部分のこの2月分までって解釈でいいのですよね。今私が聞いているところは。確認を。

（水道課長） 今お答えしたのも、私のほうも令和5年1月までの包括業務委託という内容でお答えしております。

以上です。

（秋谷） そうすると、同じページのその下の水道施設運転管理等包括委託契約支援業務委託料ですが、これもやっぱり竹田議員から質問があって、たしかそのときの答弁だとこの業務委託の内容を変更して、委託期間を今度5年間というようなお答えだったと思うのですけれども、それによって現行、今し方1,500万円ぐらい年間で経費削減が出たって話なのだけれども、今後その5年間お願いすることによって、こういった効果

が得られると想定されるのかお伺いします。

（水道課長）令和5年、先ほど申し上げました令和5年2月から予定している次期包括業務委託では、さらに業務を集約することによる水道事業体の事務の軽減及び民間事業者のノウハウを最大限活用し、より効率的かつ高度な業務の実施が可能となります。それと債務負担行為により契約期間を5年間と延伸することは、契約期間をより長期にすることで受注者の創意工夫による事業効果の向上も期待され、令和4年1月に実施しました鴻巣市水道事業包括的民間委託支援業務委託に伴う民間サウンディング調査を実施したところ、参加した業者のほうからもやはり同様の考えによる新たな提案に関わる意見等も多数挙げられております。以上です。

（秋谷）考え方として、今3年間でやっている、幾つかの包括やっているいろいろな委託の内容がありますよね。この次の5年というのは、やっぱりそれをもう一度その考えをきれいさっぱりというのも変だけれども、新たに構築するようなイメージでいいのかしら。だから、物によっては包括にはなじまない部分というのが出てきたり、今までは単純に委託していたのがその包括の中に入ったというイメージでいいのかな。

（水道課長）実際現行で包括として業務委託している内容に関しては、基本的には包括にふさわしくないというのはそれほど考えられないために、基本は今の包括がベースになります。ただ、他の業務、今別に単独でやはり委託等を行っている業務に関しては、その内容等が包括にふさわしいものという判断がついたものに関してはプラスアルファで加えていくというような内容で今のところは考えております。

以上です。

（秋谷）何年前だったかな。これが令和2年からだから、令和元年ぐらいに視察をしたところは、最初3年やって、やっぱりその後はいろいろな業務を増やしていったのだけれども、例えば水道だけではないのです、その視察に行ったところは。下水とか農集とかもいろいろ関連するところをくっつけて、結構包括の範囲を広げていったのだけれども、他会計

までの考えというのはまだないのかな。

（水道課長）今現在、令和3年度も包括業務の支援業務という形で委託してコンサルのほうと調整は行っているのですが、現時点ではまだちょっと水道事業の中で今以上の効果が上がる範囲という形で考えております。

以上です。

（秋谷）次が27ページなのですが、水道事業ビジョンの更新業務の委託料が上がってるのですけれども、ご説明だと後期の5年のビジョンを業務委託されるというお話なのですが、その更新する主な内容と、あるいは今までのものから変更するような点というのはあるのでしょうか。前に一般質問をしたときは、基本的にはブラッシュアップすると言ったほうがいいのか。この5年間でいろいろ見えてきたものを後期のほうにスライドするという言い方はちょっと変な言い方けれども、数字的なものとか年数であるとか、そういったものをより細かくとか、この5年でずれたものとかを修正していくようなイメージって聞いていたのだけれども、そうではなくて、何かしら変えるようなことがあるのかな。

（上下水道部参事兼経營業務課長）平成29年度に作成しました鴻巣市水道事業ビジョンについて、策定から5年を迎えました。4年度までに総合評価を実施するとともに、当年度の計画との、先ほどお話がありました乖離の部分や課題、計画などを反映しまして後期5年に向けた見直しを行うために令和3年度に審議会を1回開催しました。令和4年度には4回開催する予定となっております。現在、事業の進捗状況の確認、人口減少、生活様式の変化などを踏まえた水需要予測の再検討、あとは上尾道路整備に伴う計画、あとは水道施設整備検討業務委託に伴う計画等、それを反映させるための状況の分析を今行っているところです。第1回目の審議会では、委員の委嘱等を行いました。第2回目は7月に予定しております、課題の審議と理想像、基本方針の設定の審議を行う予定ですので、今現在は主な内容の変更に関してはまだ審議を行っておりませんので、今は明確ではございません。

以上です。

（秋谷）そうすると、その課題とかも今どういったものが課題かというのを洗い出している感じなのですか。

（上下水道部参事兼経營業務課長）はい、今そのような状況でございます。

以上です。

（秋谷）先ほど包括業務委託の話をしたときに、課題ということで水道課の職員さんがあまり現場に居合わせないかなというようなお話がありましたけれども、29ページか。水道技術管理者資格取得講習会だったり、あるいは各種講習会、研修会というのがあるのですけれども、こういった研修会等で、要はスキルの維持が図れるのか。あるいは包括業務委託を受けている業者のほうでいろんな実地というか、現場に職員さんもちろんと居合わせて技術の維持というのを図るのか、その辺り職員さんのスキル維持というのはどんなふうになっているのでしょうか。

（水道課長）ふだんから安全で安定した水道水の供給を継続するため、近年水道事業が直面している全国的な課題として、人口減少社会に伴う水需要の減少における持続可能な水道事業運営及び施設の老朽化に伴う更新費用の捻出など、事業資金に関わる問題のほか、今秋谷委員質問されたように水道事業に携わる職員の技術継承やスキル維持についても継承されております。現在、市では様々な課題への対応において、職員のスキル向上、または維持のために研修会あるいは現場作業の機会を創出し、知識の向上や現場経験を積むことが必要と考えております。その中で研修については、主に日本水道協会が主催する内容に参加し、研修時間の累計といたしましては令和元年度が177.5時間、令和2年度に関しては30時間、令和3年度に関しては132時間となっており、令和2年、3年度は新型コロナの影響により例年より研修への参加が少なくなりましたが、令和3年度に、今年度です。令和3年度においてはオンラインで研修に参加するなど新たな形式での研修にも参加いたしました。さらに、先ほど言われましたように包括業務委託に伴い懸念される職員のスキル低下につきましては、現行の包括業務委託受注者の契約の内容に基づい

て共同研修への参加や浄水場での事故を模擬とする非常時対応訓練を一緒に実施しております。今後も水道事業の課題解決に向けて、職員が経験して覚える機会の創出について検討しております。先ほど言いました現包括業務委託の業者と共同で行っているほかの研修といたしましても、実際水質検査の採水の方法がいろいろあるのですけれども、そういうのを包括業務委託の職員と一緒に研修を受けたり、あるいは設備故障のときの訓練、研修含めた訓練を一緒に共同で実施しているような内容が挙げられます。

以上です。

（秋谷）それらの講習で、先ほど一番最初に包括のところの課題って聞いたときに、職員の現場対応というのかな、そういったものが今後心配だというお話があったのだけれども、これらのことでそういった課題はクリアできるのですか。

（水道課長）今約2年ぐらい包括業務のほうを実施しておりますが、実際のところはまだ足りないというのが実感です。今後に関してもそういう機会をもっと増やす、あるいは包括業務委託業者が実施する点検とか、そういうものに共同研修とまで言わずに、ちょっと職員のほうが日程等把握できておりますので、その辺数多くそういう場に職員が出向けるような体制のほうは考えていきたいと思っております。

以上です。

（秋谷）次の新設とか布設替えの話は聞いたし、あと最後だな、もう。33ページで防雷設備の設置工事の設計のお話がありましたけれども、吹上第二を考えているというお話なのですが、具体的にこれは大きな避雷針を建てるであるとか、そういうイメージなのでしょうか、これ。どうなのでしょう。それとも極端なこと言えばゴムというのかな、要は電気を通さない、要はそういうような工事を想定しているのでしょうか。

（水道課長）結論から申し上げますと、来年度設計業務の中でどういう形にしていくか、特に吹上第二浄水場、それぞれの浄水場にどういうものがふさわしいのかというのは今後検討、設計業務の中で検討していく形にはなるかと思うのですけれども、実際のところ従来の避雷

針、そのようなものはもう設置は法律上で決められておりますので、設置しております。それとは異なりまして、以前ちょっと例として聞いた話の中では、防雷設備を建物に設置することで直撃雷を抑止するシステムというのがある。それは、管理棟とか、あるいは電気設備を設置してあるそういう建屋の屋上に、屋上とか、あるいは配水池、ちょっと高さがあるので配水池とかに防雷システムというちょっと専門的な名称になってしまうのですけれども、放散ワイヤ、一見針金をいっぱいぐるぐる巻いたような設備とか、イオナイザと言って、ふだん雷が落ちる現象としては、すみません、専門家の言う話としてなのですけれども、雷が空から落ちてくるものは基本的に建物からその電気を受けるそういう電波的なものを放出していると。それが一体となってそこに落ちてくるというような内容らしいので、先ほど言いました放散ワイヤとかイオナイザというものが、逆に建物からそういう電波だと思えるのですけれども、そういう電波、電気、ちょっとあれですけれども、それを発生させないような何か方法があるようなことは聞いております。それが直撃雷という直接空から雷が建物に直接来る雷対策としてあるような話は伺っております。ただ、今回、前年度等に起こった吹上第二浄水場あるいは川里浄水場に関しては直撃雷ではなく誘導雷と言われる、近くに落ちたものを地中の中から雷の電圧が、電気が地中を通して浄水場内のケーブルに入り、それが電気設備にふだんの電気と逆の流れで損傷させてしまうという現象で、今回鴻巣の浄水場に関しては被害を被っているということなので、それに対しても受けられないような設備があるということで、ちょっと説明としますと浄水場の近接地に落ちた落雷が地面を伝わってくる誘導雷への対策が必要であり、落雷の影響により発生する異常電圧や異常電流の侵入を防ぐ機器、設備があるらしいので、そういうのを併用した形で浄水場全体あるいは被害を受けると思われる設備の対策という形で、来年度設計業務という形の予算のほうを計上させていただいております。ちょっと長くてすみません。

（秋谷）大変難しそうというか、結構真面目にというか、しっかりと対策をしたら、予算的には相当何かかかるイメージを持ってしまったので

すけれども、おおむねほかの例とか、もし参考例があったら、どれくらいかかるのかというのをちょっと答えられれば。

(水道課長) 申し訳ございません。今現在、他の事業体とか、あるいは水道事業ではないところでもやられているのはあるかと思うのですが、概算で幾らぐらいというのも、申し訳ございません、今鴻巣市として何がふさわしいのか、あるいはマックスでやった場合、あるいは本当に最低限必要とされる場合とかということを考えますと、ちょっと今のところどのぐらいの金額になるかというのが想定できない状況で、申し訳ございません。

(秋谷) あとはもしこれ、この防雷設備が、これ今のところ吹上第二というお話だったけれども、今話の中で川里って名前も出てきたのだけれども、何か所ぐらい必要なのだろう。要は一般的な住宅街にあるようなところって、逆にそんな雷が落ちるといのはそんなにないと思うのだけれども、要は何もないところのほうがむしろ、広大なところのほうがすっと落ちてしまうから、ほかの浄水場、その対象になりそうなところというのはほかに幾つあるのですか。

(水道課長) 今までの経験から申し上げますと、やはり直撃雷というよりも誘導雷という、ほかに落ちたものが地面を伝わって入ってきてしまう、そういうのを考えた上で、先ほど秋谷委員言われたようにまち内というかの浄水場は、今までも実際あまりそういう被害を被っていない。それを考えると、来年度設計のほうを予定しております吹上第二浄水場と、もう1か所として川里浄水場、こちらも周りが田んぼや畑というのが多いところですので、今のところはその2か所の浄水場を今後対応できればという考えで進めております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第26号 令和4年度鴻巣市水道事業会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和4年度鴻巣市下水道事業会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時52分)



(開議 午後2時10分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) 私は、1点なのですが、ストックマネジメント計画に基づいて老朽化したマンホール蓋の交換を令和3年度から3年間の予定でやっています。年間700基くらいを目標にということでしたので、令和3年度の実績をお聞きするとともに、令和4年度の目標及び5年までを目標にしておりますけれども、その見込み、残数が出るのかどうかとかについてお伺いいたします。

(下水道課長) まず、令和3年度の施工の実績となりますが、全てで4工区に分けて施工してございます。まず、吹上地区を1工区と2工区に分けて、1工区で31基、2工区で213基、あと北鴻巣地区で195基、鴻巣

地区で276基、合計で715基を交換を行っております。吹上地区の1工区目は完了検査終わっているのですけれども、残りの3工区についてはこれから完了検査を受けるという状況でございます。

次に、4年度の目標はということで、4年度の目標というか、予定としては鴻巣地区、これが天神、宮地、本宮町で442基、吹上地区、これが筑波と吹上本町で266基の合計708基を予定してございます。いずれも地区の中で工区を分けて発注する予定になるかと思えます。また、苦情等により急遽予定していた箇所以外の場所を交換する場合もございまして、あくまでも予定数量ということになります。

5年度までに目標にしている、それと残数の見込みはということですが、5年度については、今の予定としては鴻巣地区、こちらが本町3丁目、東2丁目で390基、吹上地区、これが吹上富士見で346基の合計736基を予定してございます。残数についてですが、ストックマネジメント計画上の計画対象数量は約1万600基であるために、令和6年度以降に交換となる予定の残りの約8,500基に関しては、その後に行う予定の管路の改築、修繕を行う際に一緒に交換していく予定で考えております。以上です。

（秋谷）それでは、まず25ページで、下水道管路施設調査業務委託料で健全度調査ってことなののですけれども、これ委託の内容をちょっと具体的に教えてもらいたいののですけれども。

（下水道課長）下水道管路施設調査業務委託料（健全度調査）の内容はということですが、こちらのほうは一応ストックマネジメント計画に基づいて行っている調査、点検になるのですけれども、一般的な下水環境の下で適切な維持管理を行っている場合、管路施設の標準的な耐用年数は50年とされており、今後維持管理や改築更新の時期がピークを迎える中、下水道長寿命化支援制度が創設されて、その支援制度を活用して管路施設の状況やコストの比較によって総合的な評価を行うことを目的としております。業務の内容といたしましては、大口径の管渠の詳細テレビ調査を約5,500メートル及び簡易テレビ調査と詳細テレビ調査を約1万2,000メートル行う予定でございます。

以上です。

（秋谷）そのテレビ調査なりなんなりというのを行って、結果的に修繕なりなんなりというのが発生した場合というのは、その都度対応をされるのですか。

（下水道課長）調査、点検をして、緊急でやらなければいけない場合があった場合は、それは緊急で修繕してあります。この調査を行って、後に修繕とか改築が必要であるという判定を受けたものについては、路線が結構ありますので、それがある程度の工事発注できるようなボリュームになった段階で発注をかけるということで、緊急を伴うようなところについてはその際にやってしまうというような予定でございます。

（秋谷）そういう調査をする中で、不明水であるとか、そういったものまで分かってくるのですか、そうすると。

（下水道課長）令和2年度からこの調査を行ってるのですけれども、令和2年度の調査の際に生出塚のほうでやはり管渠の亀裂から水が差しているという箇所もございまして、要は不明水という扱いになるかと思うのですけれども、そういったものは即座に緊急で修繕をかけたりしてございます。令和3年度については、そういった箇所はなかったということで、そういう緊急修繕は行っていませんけれども、そういうことがございますので、調査、点検を行うことによって不明水対策というのでも、地道な作業になるかと思うのですが、そういったものの対応をしているのかなと思います。

以上です。

（秋谷）同じページになりますけれども、公共下水道汚水全体計画の見直し業務なのですが、これもちょっと中身を詳しく教えてもらいたいのですけれども。

（下水道課長）公共下水道汚水全体計画とは、将来的な下水道施設の配置計画を定めるもので、現在は市街化区域及び一部を除く市街化調整区域を含めた計画としてございます。これまでは将来フレーム、要は将来に向ける人口や世帯の状況です。こちらの将来フレームの想定年次をおおむね20年としてきましたが、人口減少境の到来等を踏まえて、国の荒

川流域別下水道整備総合計画の見直しに伴い、将来フレームの想定年次はおおむね20年から30年後の間で課題とならないように設定することとされて、長期的な人口の見通しを踏まえた下水道整備を行うことを目的とし、本市の汚水処理施設、これが公共下水道と農業集落排水、あと合併処理浄化槽等の整備事業に関する計画である鴻巣市生活排水処理基本構想と整合を図るものでございます。

以上です。

（秋谷）人口が将来的に減るというのは、統計的というか、将来推計は出ているので分かるのだけれども、例えば住宅自体はどんどん、どんどん増え続けていますよね、極端なこと言えば。そうすると、例えば下水道、公共下水だけで考えたら、人口が減ったからってやる面積が絞れるわけではないではないですか。住宅が増えているわけだから。そういう発想に自分なんかはなってしまうのだ。例えば人口が減るイコール住宅も減るというのは、ボリュームが減っていくわけだから見直して減らしていくというのは分かるのだけれども、1件当たりの処理量というのは当然人口が減れば減るのだけれども、家の張りつき自体は多くなってから、見直すと言ってもボリュームダウンにならないようなイメージなのですけれども、そこら辺は何かお話ができますか。

（下水道課長）今回の全体計画の見直しに関しましては、今まで調整区域まで入っていたエリアがあるのです。そちらも後々に公共下水道を整備していくというような形だったのですけれども、今後はその調整区域に関しては浄化槽でやっていきたいと思いますよと、そこまで公共下水道を伸ばしていくのは実際に無駄になるというか、整備するお金がかけてもいふところもありますので、そういったところちょっと調整区域を絞っていくというか、ちょっと圧縮していくような形なので、秋谷委員の言われる住宅が張りつくのというのは市外化区域ではないですか。そういうところにはもう管路はもう布設してあるので、そういう意味ではなくて今まで入れていないような調整区域を全体計画から外していくということで、圧縮をかけるということの見直しでございます。

以上です。

(秋谷) 同じページになってしまいますが、雨水管渠計画図書の作成業務委託料がありますけれども、先ほど上尾道路の関連でというお話だったと思うのですけれども、これはどの辺りのことをおっしゃっているのでしょうか。やっぱり上尾道路全体かな、鴻巣で関わる。

(下水道課長) これは、上尾整備に伴い箕田の排水区、こちらのほうの雨水管渠計画を検討するための業務ということで、上尾道路全体というわけではなくて、令和2年に田間宮排水区というのはもう既にやったのですけれども、今回は箕田排水区というところの排水区の計画を検討するというので、全体的にというわけではございません。

(秋谷) 箕田の排水区で上尾道路がまたがる場所は、ドン・キホーテのところの雨水の幹線のことでしょうか。そんなに大規模ではないような気がするのだけれども、あの部分ですか、1本の。確認。

(下水道課長) 面的な感じになるのですけれども、大体ドン・キホーテのメガドンキのある辺りのところが排水区になりますので、その辺の排水計画をちょっと見直すということでございます。

(秋谷) 次は27ページですが、ポンプ場費がいろいろ委託で多くの業務委託かかっているのですけれども、光熱費とか燃料費とかいろんな委託業分をこれは包括業務委託と違ってできないものなののでしょうか。

(下水道課長) ポンプ場費のほうですけれども、5つのポンプ場がございまして、下忍汚水中継ポンプ場、鎌塚汚水中継ポンプ場、大間雨水ポンプ場、常光雨水ポンプ場、箕田赤見台雨水ポンプ場と、この5つのポンプ場がございまして、動力費としては年間600万円程度、光熱水費としては水道代の13万円程度、その他の委託料としては5,500万円程度かかっております。包括的民間委託については、公共下水のポンプ場の保守管理については包括的民間委託の水質管理、施設の運転操作及び保守点検を既に民間委託で行う契約は既に行っているのですけれども、将来的には施設の修繕などを含む委託へと引き上げるべく、今後十分な検討を行って、現在契約中である長期継続契約等の契約期間等を考慮しながら実施に向けた検討を今後行っていきたいかなと思っております。

以上です。

(秋谷) その検討というのは、大体いつ頃結果が出そうでしょうか。

(下水道課長) まだ具体的にいつ頃というのはないのですが、現在埼玉県内の状況でいっても処理施設13施設、7団体、ポンプ場で14施設、5団体が既にやっているという状況の流れもございいますので、早いうちにはそういった方向に進められるよう検討していきたいかなと思っております。

(秋谷) ちょっと飛ばして35ページなのですが、私の知識が抜け落ちてしまっているので、中堀3号雨水幹線の管渠実施設計業務委託料が、これも上尾道路関連なのだけれども、具体的に場所どの辺になりましたっけ。ちょっと私がすぼっと抜け落ちてしまっているのだけれども、中堀幹線。

(下水道課長) 中堀3号は、上尾道路の計画地が鴻巣西中の東側に位置しているのです、この中堀3号雨水幹線というのが。これは、上尾道路を横断するために上尾道路の計画線形に合わせて雨水幹線上流部の基本設計は既に終わっているのですが、今後は実施設計を行っていきたいということで、下流のほうは令和元年に施工のほうも終わっているのですが、その上流側、そちらに関してはまだちょっと上尾道路の経過がございいますので、ちょっと詳細の設計は行っていなかったというところで、今回詳細設計を行いたいというところがございます。

(秋谷) そうすると、あそこの中堀3号のところは今後どういう年次の計画で入ってくるのだろう。その中間部分というのかな、幸町の切れ間の要は大間地区の西中の脇のところのある部分はその道路がかぶってくるという話だよ。あそこ部分だけが逆に残ってしまっていて、できるだけ早くやってもらいたいというのはあるのだけれども、まだ上尾道路のほう全然見えない状況なのだけれども、この先どういった業務を考えていくのだろう。

(下水道課長) おっしゃられるとおり明確な時期というのは示されておりませんが、我々としてはあらかじめ設計を起こしておいて、これから国土交通省との協議を行って、具体的にになったときに円滑に業務に移れるようにということで準備を進めていきたいというところがございます

ので、いつ頃というのはちょっと、上尾道路の進捗に合わせてという回答になってしまうのですけれども。

（秋谷）中堀3号の今手がついていないところは、あれはL型ではないよね。たしか素掘りのままかい。直したほうは、しっかりとU字で大きい、ボックスカルバートというのも変な言い方だけれども、しっかりしたのが入っていると思うのだけれども、あそこだけ水路断面というのかな、あれがちょっと狭くなってしまっていないかな。昔よくあそこから苦情が来て、小さい草木が繁茂してしまっていて大変だったところのイメージがあるのだけれども、現状をどういうふうに変えていく予定なのだろう。要は水路断面を大きくするであるとか、あるいはコンクリートでしっかりしたものを入れるとか。

（下水道課長）一応基本的に今下流側、ボックスカルバートが入っています。その上流部分については、秋谷委員の言われるように三面水路という形になっていますので、今後詳細の設計を行って断面決まってくるのですけれども、基本的にはボックスカルバートで入れていくようにはなるのかなというふうには思っております。断面も今よりも若干大きくはなるかと思うのですけれども、そういった勾配も変わってきますので、水の流れに関しては今よりは改善されるというふうには認識してございます。

（秋谷）あの部分がしっかりしたのがないと、せっかく調整池があってもスムーズに入ってもらわないと困ってしまうのだ。そこら辺はもう接続の部分は問題なかったのでしたっけ。

（下水道課長）勾配については、大分旧の中堀3号よりはついているので、勾配が、流れに関しては問題ないと思います。その下流側の工事をやったときに、上流側のほうも一応しゅんせつというか、泥さらいはしてもらったりもしているので、現状流れとしては問題ないレベルだと思いますけれども、今後よく注視しながら、必要であればそういった清掃等をかけながらということは進めていきたいかと思っております。以上です。

（秋谷）あとはご説明があったから、あと35ページの中で流域下水道の

建設負担金がありますけれども、この建設の負担金というのはどういう負担割合になっているのですか。その内訳をちょっと教えていただきたいのですけれども。

（上下水道部参事兼経營業務課長）流域下水道建設負担金の内訳ですけれども、こちらは桶川市にございます元荒川水循環センターの改築更新や耐震対策等に要する費用を荒川左岸北部流域下水道構成市5市で負担するものとなっております。このうち鴻巣市の負担割合は26.04%となっております。

以上です。

（秋谷）その26.何%というのは人口割ですか、それとも処理量割というのかな。

（上下水道部参事兼経營業務課長）こちらは計画処理人口割合によるものとなっております。

以上です。

（秋谷）もう最後になるのですけれども、雨水管理総合計画の整備スケジュールを見ると、この4年度に西部第3、あとは元荒川上流第1、第2の排水区でハードとかソフト対策を示されているのですけれども、この予算案の中でいうとそれに対するいろんな事業が入ってはいるのだけれども、そこら辺の事業進捗の状況というのはどんなものなのでしょう。

（下水道課長）雨水管理総合計画でハード対策として、西部第3排水区については既に大間雨水調整池や中堀1号雨水幹線が整備されましたことから、令和元年東日本台風において調整池があふれ、幸町などで道路冠水や床下浸水が発生したことなどから優先地区、整備地区として位置づけました。それを踏まえて令和4年度では、大間雨水調整池周辺の地権者を把握するために公図調査を予定しております。

次に、北新宿第二土地区画整理事業地内である元荒川上流第1排水区、元荒川第2排水区では、土地区画整理事業の進捗に合わせた雨水整備を引き続き行っており、雨水管渠築造のほか、令和2年度から4年度まで6号調整池の整備を今行っております。あとソフト対策といたしましては、公助による対策の一例として内水ハザードマップの更新や公表、市

民や事業者向けの土のうの配布、排水施設の適切な維持管理、また自助、共助による対策として、自主防衛組織における防災訓練の実施や水害ハザードマップに掲載されているマイタイムラインを活用した避難所及び避難経路の確認などが挙げられます。あと、下水道の雨水排水能力を上回る降雨が発生した際には、河川の雨水上昇により雨水排水できない場合に浸水の発生が想定される区域等の情報や避難所を記載した内水ハザードマップをホームページや下水道課窓口で公表して、市民が平常時から浸水への意識を持ち、自助を促すために活用できるように整備を行っております。

以上です。

（秋谷）西部第3のところだけ、ちょっとよく聞き取れなかったのだけれども、もう一度ちょっとそこだけ説明伺っていいですか。もう一回だけ、すみません。

（下水道課長）大間調整池や中堀1号雨水幹線が整備されたのですがけれども、令和元年度の台風によって調整池があふれて、幸町などで道路冠水や床下浸水が発生しましたことから、雨水管理総合計画の中では優先整備地区として位置づけております。それを踏まえて令和4年度では大間雨水調整池付近の地権者の把握をするための公図調査を予定しております。

（秋谷）そうすると、大間調整池周辺の地権者を確認というか、調査ということになると、行く行くは調整池自体をもうちょっとスケールアップするのか、それともまた別途調整池を造るのかということをお考えいただいているということでしょうか。

（下水道課長）一応検討の中にはそういったものも頭の中にあるというところで、そういったあの辺の地権者のことをちょっと調査をかけているという段階で、まだ調整池を造るとかそういう話ではないのですが、手法の一つとしてそういったものがあるので、まずは調査からというところを考えております。

以上です。

（秋谷）もちろん別途、あの調整池だけでは残念ながら近年の雨水には

ちょっといざとなると心もとないところがあるから、別途調整池を造っていただくというのももちろん大変地元としては助かるのだけれども、環境との関係があるから、いつも駄目って言われてしまうのだけれども、調整池があれば素掘りじゃない。それで、結局その土砂を取り除いていただいたりしているのだけれども、しっかりとやっぱり雨水の調整池としての機能を保つためにはコンクリートなりなんなりを打たないと本来の機能が維持しづらいのではないのかなって常々思っているのです。そういうことというのはお考えできないものでしょうか。

(下水道課長) 一応大間の調整池については、昨年度と今年度でしゅんせつというか、清掃を行いましたので、そういった形で、大間調整池ももう造られてから10年近くたつ中で、初めて今回清掃を行っていますので、今後ちょっとたまり具合というかそれを見ながら、もうちょっと事前に調整池の容量を確保できるように注視しながら清掃のほうを行っていきたいかと思えます。底盤をコンクリート打つというのは、ちょっとまたそれは別途考えてはみたいと思うのですけれども、今のところは清掃のほうで対応していきたいと思っております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第27号 令和4年度鴻巣市下水道事業会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

これをもちまして、まちづくり常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告につきましては、委員長に一任願います。

お疲れさまでした。

(閉会 午後 2 時 3 9 分)